昭和九年　（月報番號第一七九號）

No. 5

小作爭議調查表

（昭和十年一月分）

項目	内容
場所	筑紫郡筑紫村大字岡田
關係人員	地主 波賀道夫（外七名）　小作人 岡島八十吉 外十二名
地主關係團体	ナシ
原因	昨年作況不良に依る小作料減額に対し小作人側と地主側との減額率に相当の開きある為二十七日地主側より福岡地方裁判所に対し小作調停の申請をしたるに因る
要求事項	本年度（九年度）小作料平均一割五分減要求
發生	昭和九年十二月二十七日
終熄	昭和十年一月十六日
關係地種類面積	田 五町七反六畝大歩
小作人關係團体	全農福佐聯合会筑紫村岡田支部

經過

十二月三十一日 区長は双方を別個に集会せしめ調停に努めたるも小作人は川掛り田七割、池掛り六割減を要求、地主は川掛、池掛共平均四割減を主張して譲らず、区長は種々折衝の上白紙一任を希望したるも双方拒絶せり

一月十六日 調停委員会は全村十字役に於て調停委員会を開きたる（筑紫村役場にて他の争議の）小作人側代表の町会支部幹部三名は保護を訪問し本日調停委員会出席しと慫慂したるに依り、直ちに双方に通知を発し午後四時より委員会を開催し、極力調停の結果午後十一時三十分左記條件にて解決せり

結果

誓約証

一、小作米は一月三十一日迄に完納せしむること
　若し期日迄に完納せざる者には減額せざること
二、小作米は三等米たること
三、本年度を不納したる時は担当者等責任を以て完納すること
四、平年作標準の約定は従来の約束通り履行すること

右ノ件堅く誓約仕候上は必ず責任を以て履行致し可く候條為後日一札如件

昭和十年一月十六日

廿勝井辰次郎
外六名（署名）

地主
入部利助外一名 殿

此度小作調停の件に付担当者等作成の誓約書に付ては右記の通り誓約仕候

一、減額率　一等田二割五分、二等田三割、三等田三割五分、四等田四割五分

備考

財團法人 協調會福岡出張所